

公立大学法人沖縄県立芸術大学ハラスメント相談員細則

令和6年4月1日

沖芸大細則16号

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人沖縄県立芸術大学ハラスメント防止・対策規程（令和3年4月1日施行。以下「防止・対策規程」という。）第8条の規定に基づき設置するハラスメント相談員（以下「相談員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(相談員の構成)

第2条 相談員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 臨床心理士、公認心理師、医師、保健師、精神保健福祉士、弁護士、社会保険労務士、ハラスメントに知見のある者等外部の専門家 1名以上

(2) その他、理事長が必要と認める者

2 公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下「本学」という。）は、前項各号に掲げる相談員について、委嘱、任命又は外部の機関に委託（以下「委嘱等」という。）することができる。

3 相談員の委嘱、任命は理事長が行う。

4 相談員の任期、契約期間等（以下「任期等」という。）は原則1年とし、再任、再委託を妨げない。ただし、年度途中での委嘱等の場合は、その年度末までの任期等とする。

(相談員の任務)

第3条 相談員は、次に掲げる事項を任務とする。

(1) ハラスメントに関する相談の受付、面談及び助言に関すること。

(2) 相談者が防止・対策規程第11条の規定による申出又は第12条若しくは第13条の規定に基づく申立て（以下「申立て等」という。）を希望した場合は、その手続きに関するサポートをすること。

(3) 必要に応じて、相談者に学生相談室、保健室、その他関係機関等を紹介すること。

(4) ハラスメントに関する相談に応じた場合は、相談者の同意を得た上で相談者の氏名、相談内容を事務局総務課に報告する。但し、相談者が氏名開示を希望しない場合は、相談内容のみを報告し、氏名、相談内容のどちらの開示も希望しない場合は、相談件数のみを報告する。

(5) 相談者から申立て等の希望があった場合は、相談記録を事務局総務課に提出する。

(6) 相談者のプライバシーに十分に配慮し、相談業務の記録を適切に管理する。

2 相談員は、相談者からの相談内容が明らかにハラスメントに関係するものでない場合等は、相談に応じないことができる。

(遵守事項及び留意事項)

第4条 相談員は、任務の遂行に当たり相談者の意思を十分に尊重し、解決策の押しつけや誘導をしてはならない。

2 相談員は、相談において知り得た秘密を遵守しなければならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

3 相談員は、相談者の名誉及びプライバシーなどを侵害することのないように慎重に対応すること。

4 相談員は、当該事案に関して相手方及び関係する第三者と直接接触してはならない。

5 相談者と利害関係のある相談員は、相談を辞退し、他の相談員を紹介すること。

(周知)

第5条 本学は、相談員の氏名や連絡先情報等必要な事項を、印刷物、掲示板等で学内に周知する。ただし、相談員の業務を外部の機関に委託する場合は、相談員の氏名は公表しないことができる。

(連携)

第6条 本学と相談員（委託する場合は委託先機関）は、効果的な相談に資するため、意見交換、情報交換等を行うものとする。

2 相談員は、相談者からの同意を得た上で、学生相談室、保健室、その他関係機関等と相談内容について情報を共有し、連携協力するものとする。

(庶務)

第7条 相談員の庶務は、事務局総務課において処理する。

2 前項の規定にかかわらず、庶務の性質や内容により、関係部署が協力して庶務を分担することができるものとする。

(補則)

第8条 この細則に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

2 この細則の施行に伴い、公立大学法人沖縄県立芸術大学ハラスメント相談室細則（令和3年4月1日 沖芸大細則第6号）及び公立大学法人沖縄県立芸術大学におけるセクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談対応要領（令和3年4月1日沖芸大要領第12号）は廃止する。